

廃棄物処理法の適用を受けない理由

＜自治事務と自治立法に関する整理＞

■国や都道府県は法令に基づく根拠がなければ①市町村の自治事務に関与することはできない。

■市町村は法令に違反しない範囲内において、自治事務に関する②自治立法(条例、規則等)を定めることができる。

■国は市町村の自治事務が法令に違反している場合及び違反するおそれがあると認められる場合は、③「勧告」又は「是正の要求」という形で関与することができる。

■国の通知や指針等は市町村に対する「技術的助言」であり、④市町村が助言を受け入れなくても不利益になることはない。

■国が市町村の自治立法に対して「勧告」又は「是正の要求」を行う根拠がない場合、⑤市町村は国の関与を受けずに自治事務を処理することができる。

＜廃棄物処理法の適用を受けない理由＞

■廃棄物の処理に伴って副次的に得られた物品(処理副産物)が無価値であっても①直ちに廃棄物(不要物)に該当するものとして取り扱うこととする法令の規定はない。

■無価値物の占有者には②民法の規定により所有している無価値物を有用物として自ら利用する権利がある。

■しかし、無価値物は循環基本法の循環資源に該当するものなので、③循環基本法の規定により占有者には利用に当たって環境の保全上の支障を生じさせてはならない義務がある。

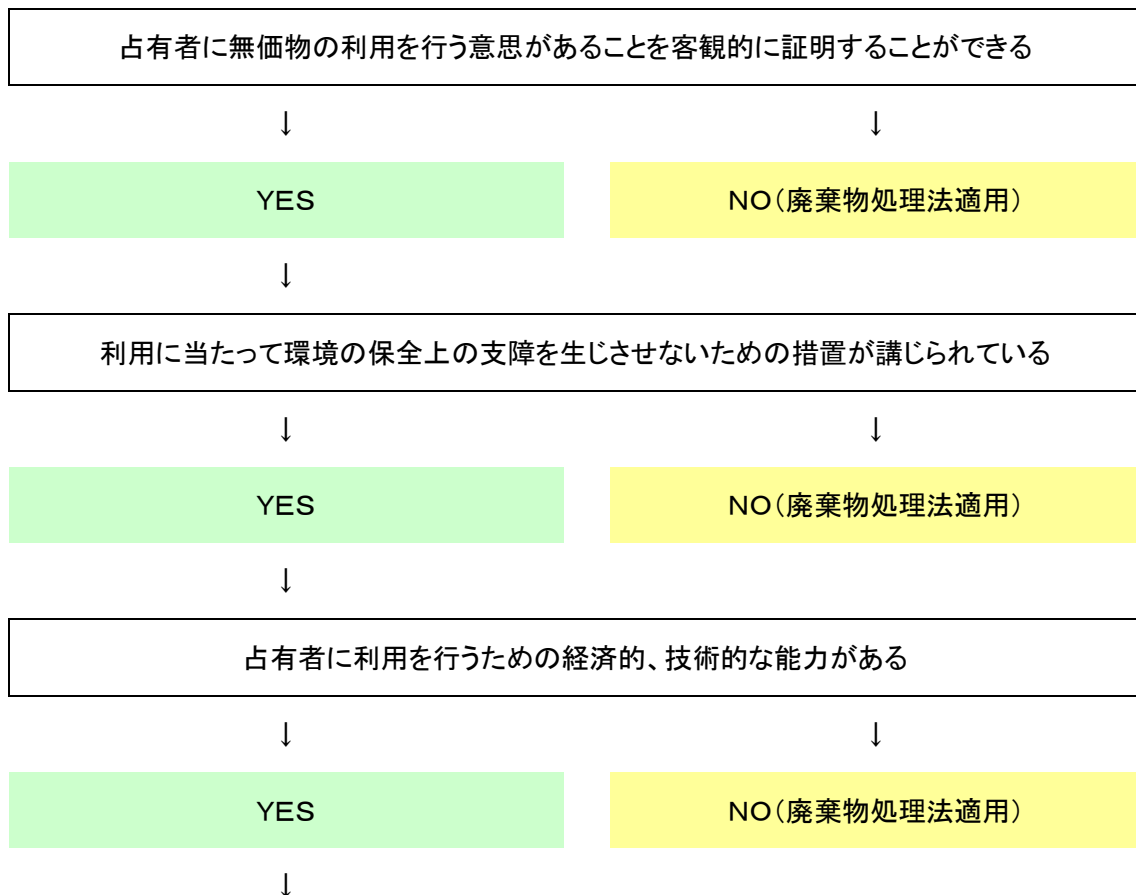
■したがって、④循環基本法の規定を遵守すれば無価値物を有用物として利用することができるので、不要物のみを対象としている廃棄物処理法の適用を受けないことになる。

■ただし、⑤循環基本法には罰則規定がないので、利用に当たって環境の保全上の支障を生じさせるおそれがある場合は、不要物とみなされて廃棄物処理法の適用を受けることになる。

< 廃棄物処理法の適用を受けるケース >

- 不要物である無価値物(廃棄物)を①有用物と偽って利用するおそれがある場合。
- 無価値物の利用方法に②法的拘束力のある基準がない場合。
- 無価値物の不適正な利用を行った者に対して、国が③法的拘束力のある是正・改善の命令を行うことができない場合。
- 無価値物の不適正な利用が行われた場合に、国が④法的拘束力のある原状回復や環境汚染防止措置の命令を行うことができない場合。
- 不適正な利用を行った者に対して、⑤罰則を与えることができない場合。

< 平成貝塚事業に関するチェック >



不適正な利用が行われたときは国が占有者に対して法的な措置を講じることができる



YES



NO(廃棄物処理法適用)



責任ある利用を法的に確保する措置が講じられている



YES(廃棄物処理法不適用)



NO(廃棄物処理法適用)

■このように、占有者が民間である場合は廃棄物処理法の規制の緩和等の措置を受けなければ、ほぼすべてのケースで廃棄物処理法が適用されることになる。

■ただし、占有者が公共(市町村)である場合は地方自治法の規定が適用されるため、無価物を廃棄物処理法の対象から除外しても廃棄物処理法の上位法である循環基本法の規定を遵守すれば環境の保全上の支障を生じさせない適正な利用を行うことができる。

■なお、一般廃棄物の廃棄物該当性に係る判断については、法制度上、国が行うことではなく市町村が行うことになっているので、平成貝塚事業の場合は占有者が自ら無価物の廃棄物該当性を判断することになる。

■したがって、平成貝塚事業に対して国(環境省)が廃棄物処理法を適用する場合は、利用に当たって環境の保全上の支障を生じさせるおそれがあることを司法の場で証明できるレベルの「法令に基づく根拠」が必要になる。

■その場合、国(環境省)の通知や指針等は「法令に基づく根拠」にならない。

<結論>

市町村が自主的に法的拘束力のある自治立法(無価物の適正な利用を行うための規則等)を定めて自らの責任で自らが占有している無価物を自ら利用する場合は、廃棄物処理法と同等の無価物の不適正処理を防止するための措置が講じられていることになるので、国が廃棄物処理法を適用する(市町村が有用物と判断している無価物を不要物とみなす)根拠は失われることになる。